

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第211回国会】令和5年4月4日（火）、第4回の委員会が開かれました。

1 消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件

- ・河野国務大臣（消費者及び食品安全担当）、大串内閣府副大臣、築文部科学副大臣、金子財務大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）日本銀行決済機構局審議役 鈴木公一郎君

（質疑者）早稲田ゆき君（立憲）、青山大人君（立憲）、石川香織君（立憲）、吉田統彦君（立憲）、大河原まさこ君（立憲）、沢田良君（維新）、浅川義治君（維新）、田中健君（国民）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

早稲田ゆき君（立憲）

「不当寄附勧誘防止法に基づく消費者庁長官の処分に係る処分基準等について（案）」（以下「処分基準案」という。）について

ア 不当寄附勧誘防止法第6条第1項（配慮義務の遵守に係る勧告）に関して

a 「著しい支障が生じていると明らかに認められる場合」の具体例について、配慮義務違反を認定して不法行為の成立を認めた判決が存在する場合に限ること及び「更に同様の支障が生じるおそれが著しい」の具体例について、今後も配慮義務違反の状態が改善される見込みは薄い場合とするものの妥当性

b 具体例について、判決が存在する場合に限ることにより被害防止に役立たなくなる懸念

c 全国の消費生活センター等に相当程度の被害申告が寄せられている場合について、「著しい支障が生じていると明らかに認められる場合」の具体例とすべきとの意見に対する河野国務大臣の見解

d 全国の消費生活センター等に相当程度の被害申告が寄せられている場合について、具体例としないことが、消費者安全法に規定されている「事業者に対する勧告」において、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものであるかどうかを個別事案で判断して勧告を行うとする消費者庁の考えと矛盾することに対する河野国務大臣の見解

e 意図的に相談件数を多くして行政措置を発動させた例の有無

イ 不当寄附勧誘防止法第6条第3項（報告徴収）に関して

a 勧告発出の判断の資料収集のためのものであることの確認

b 勧告発出の判断の資料収集のためのものであるならば、報告徴収の要件が勧告の要件よりも緩やかであるべきことの確認

青山大人君（立憲）

（1） 令和3年の「特定商取引に関する法律」（以下「特商法」という。）の改正

ア 改正後の送り付け商法等による被害の状況

イ 特商法の更なる改正の必要性

ウ 商品のない「モノなしマルチ商法」等の新しい手口への消費者庁の対策

エ 特商法によるマルチ商法の新しい手口への対応状況

オ 電話勧誘販売の電話の定義にSNSのチャット機能を含めるため、特商法を改正する必要性

カ 特商法の更なる改正についての河野国務大臣の見解

（2） 医療福祉系教育機関において、新型コロナウイルスワクチン接種を入学・実習の要件としている実態

ア 文部科学省及び厚生労働省の実態認識

- イ ワクチン接種を入学・実習の要件とすることの妥当性
- ウ 入学時期に文部科学省及び厚生労働省が連名で、ワクチン接種を入学・実習の要件としてはならない旨の通知を发出する必要性についての築文部科学副大臣の見解
- エ 令和4年度をもって、大学・専門学校等の学生への新型コロナワクチン接種促進事業が終了したことの確認

石川香織君（立憲）

- (1) 徳島県にある消費者庁新未来創造戦略本部の概要及び現在の状況
- (2) 食品ロス
 - ア 河野国務大臣が日頃行っている取組
 - イ 2020年度の我が国の食品ロス量が過去最少の522万トンとなった理由
 - ウ 2030年度までに2000年度比で食品ロス量を半減させるための取組
 - エ 食品表示法に基づく食品表示基準における賞味期限の表示ルールの見解及び賞味期限表示の大括り化を推進する必要性
 - オ 賞味期限表示の大括り化推進のための事業者への要請の必要性についての農林水産省の見解
 - カ 規格外農産物の活用促進の重要性についての消費者庁の見解
- (3) ゲノム編集食品について、国内流通している食品の種類及び表示義務を課すべきことについての消費者庁の見解

吉田統彦君（立憲）

- (1) 処分基準案における不当寄附勧誘防止法第7条第1項（禁止行為に係る報告、勧告等）に関して
 - ア 「組織的に」の文言を削除する必要性
 - イ 組織のために行った個人の行為について、役職の有無と組織性の判別との関係性
- (2) 食品ロス
 - ア 食品ロスの定義、現状及びコロナ禍が与えた影響
 - イ 生産調整により畑などに放置された野菜や家庭菜園で収穫されずに放置された野菜が食品ロスに該当するか否かの確認
 - ウ 食品メーカーに販売された米ぬかや飼料として引き取られた焼酎かすが食品ロスに該当するか否かの確認
 - エ 食品の寄附に関する税制優遇措置についての消費者庁の見解及び検討状況
 - オ フードバンクへの食品提供者の免責条項についての河野国務大臣の見解
 - カ 売れ残り食品の廃棄禁止の法整備についての河野国務大臣の見解
 - キ フードバンク及びフードドライブに対する支援・啓発についての河野国務大臣の見解

大河原まさこ君（立憲）

- (1) 香害問題
 - ア 消費者庁の取組状況
 - イ 関係5省庁が作成したポスターの文言を地方自治体の例を基に、より積極的なものに修正する必要性
- (2) 遺伝子組換え食品の表示
 - ア 令和5年4月からの表示変更によって表示が分かりにくくなったとの指摘に対する河野国務大臣の見解
 - イ 食品全般にトレーサビリティを義務付ける制度を導入する可能性

(3) 有機フッ素化合物による地下水汚染問題についての河野国務大臣の見解

沢田良君（維新）

- (1) ステルスマーケティング
 - ア 被害の未然防止に向けた消費者庁の取組状況及び今後における検討点
 - イ ステルスマーケティングがなくなる場合における景品表示法改正や新法での対応の可能性の有無
 - ウ 中学生未満の子どもに対する周知活動の在り方
- (2) 消費者教育推進における消費者庁と文部科学省の連携の在り方
- (3) チケット転売規制の経緯等
- (4) トレーディングカードゲームにおけるオリジナルパック
 - ア 消費者の射幸心をあおっている現状に対する政府の認識と今後の対応の可能性
 - イ 消費者庁としての対応の在り方

浅川義治君（維新）

- (1) インターネット関連の消費者トラブルについて、トラブルの事例及び相談を受け始めた時期
- (2) オンラインカジノ問題
 - ア 賭博店以外で行われたオンラインカジノに係る賭博事犯の摘発実績
 - イ 上記アが少ない理由
 - ウ 少ない理由を必要な証拠が集められないからとする考え方に対する警察庁の見解
 - エ 警察が積極的に対応すべきとの考えに対する警察庁の見解
 - オ 政府において、カジノを含めた特定複合観光施設（IR）を推進している一方で、オンラインカジノが野放しになっていることについての警察庁の見解
 - カ IRに流れるべき資金がインターネット上でオンラインカジノに流れてしまう懸念についての河野国務大臣の見解
- (3) 中央銀行デジタル通貨（デジタル円）の発行
 - ア 進捗状況
 - イ クレジットカードやデビットカードとの競合の可能性
 - ウ 実用化後の消費者問題への対応のため、構想段階から消費者庁が議論に加わる必要性
 - エ 同通貨に係る履歴検証システムの犯罪捜査への活用を検討する必要性

田中健君（国民）

オンラインカジノ問題

- ア 国民生活センターや越境消費者センターに寄せられている相談件数
- イ 国民が損害を被った場合に消費者庁が救済するスキームの有無
- ウ 海外事業者の取締りがされない一方で日本国内からのオンラインカジノ利用者が違法であるとして取り締まられている事態に対する河野国務大臣の見解
- エ 海外事業者が日本人を相手に売り上げた収益の把握状況及び同事業者に対する法人税等の課税の可否
- オ オンラインカジノ決済代行業者を介在させた資金の流れが為替取引に当たることを踏まえ、同業者が銀行業の免許又は資金移動業の登録を得て運営しているかの確認
- カ 令和4年に山口県阿武町から誤って給付金を送られた者がオンラインカジノで3つの決済代行業者に送金をした事案において、同業者が銀行業の免許又は資金移動業の登録を得ていたかの確認

- キ オンラインカジノ決済代行業者について、金融庁による把握手段、指導監督、違法性の周知
- ク 政府内における違法漫画サイトなどへの対処に関するこれまでの議論や対策を行って得られた知見を踏まえ、オンラインカジノに対して取り得る手段の有無
- ケ 海外違法サイトへのアクセスを遮断するブロッキングに関して現行法で取り得る手段
- コ 消費者庁や警察庁のみでの対処が難しいことを踏まえ、カジノ管理委員会や消費者委員会を中心となって産業界を巻き込みながらオンラインカジノが違法であるとするキャンペーンを実施することの可否

本村伸子君（共産）

処分基準案等

- ア 処分基準案について実施されたパブリックコメントにおける意見の内容及び主な論点に対する消費者庁の見解
- イ パブリックコメント公表の時期
- ウ 消費者庁のホームページに開設された「法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報提供フォーム」（以下「情報提供フォーム」という。）に寄せられた情報の件数及び内容
- エ 情報提供フォームを容易に見つけることができるように消費者庁のホームページを改善すべきとの考えに対する河野国務大臣の見解
- オ 迅速な被害者救済のため消費者庁の定員を純増することで体制強化を図るべきとの考えに対する河野国務大臣の見解
- カ 処分基準案における不当寄附勧誘防止法第6条（配慮義務の遵守に係る勧告等）に関して
 - a 「著しい支障が生じていると明らかに認められる場合」について、「法人等の勧誘行為につき、配慮義務違反を認定して不法行為責任を認めた判決」が必ず存在しなければならないことの確認
 - b 同判決が存在する場合以外に客観的に認められる場合の具体例
 - c 謙抑的、慎重になった結果、救済すべき被害者を救済できない事態に陥ることを避けるべきとの考えに対する河野国務大臣の見解
 - d 消費生活センター、法テラス、消費者庁などの窓口に深刻な相談が寄せられた場合にも勧告を出せるようにすべきとの考えに対する河野国務大臣の見解
 - e 旧統一教会による正体を隠した勧誘方法が信仰の自由を侵害しているとの判決があることを踏まえ、信仰の自由を守るためにも被害者を救済すべきとの考えに対する河野国務大臣の見解
 - f 寄附により個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持を困難にすることがないようにする配慮義務に違反した場合における報告徴収及び勧告の実施方法
 - g 寄附により個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持を困難にすることがないようにする配慮義務違反に関わる判決の有無
 - h 配慮義務違反を認定した判決が出る前に早急に救済が求められた場合の消費者庁の対応
 - i 処分基準案における「なお、過去に著しい支障が生じていたが、既に勧誘の在り方が見直されて今後は改善が見込まれる場合には、この要件を満たさないと考えられる。」との一文を削除すべきとの考えに対する河野国務大臣の見解
- キ 平成21年に旧統一教会がコンプライアンス宣言を出した後も同教会による被害が継続していることに対する河野国務大臣の見解

2 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）

- ・河野国務大臣（消費者及び食品安全担当）から趣旨の説明を聴取しました。